

3 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（たたき台）

＜これまでの取組＞

- 平成19年の政治資金規正法の改正により、何人も、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、国会議員関係政治団体の人件費以外の経費で1件1万円以下の支出にかかる領収書等の写し、すなわち少額領収書等の写しについて、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に開示請求することができることとされた。(法第19条の16第1項)
- ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認める場合は除くこととされており、その具体的な指針は当委員会で定めることとされた。(法第19条の16第5項・第19条の30第1項第6号)
- 当委員会では、少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の策定に当たり、次の点について慎重に検討を重ね、平成22年3月に少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針を策定した。
 - ①「権利の濫用」と「公の秩序若しくは善良の風俗に反する」には意義の違いがあるのか。また、当該指針の策定に当たり両者を分けて検討する必要があるか。
 - ②他法令において「権利の濫用」や「公の秩序若しくは善良の風俗に反する」ことを理由として権利の行使を制限している事例について、少額領収書等の写しの開示制度において参考となる事例がないか。
 - ③情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度では請求手続や、開示の対象となる書類にどのような差異があるか。
 - ④情報公開法や都道府県の情報公開条例に基づく情報公開制度における「権利の濫用」の解釈及び運用の基準について調査し、情報公開制度において開示請求が権利の濫用と認められる場合は、少額領収書等の写しの開示制度においても、制度間の差異を踏まえてもなお権利の濫用と認められるか。
- 当該指針では開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合とは「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る

不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合」であり、具体的には開示請求の目的が以下に掲げることにあると明らかに認められる場合であるとした。

①開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること

②開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと

③開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

- また、少額領収書等の写しの開示制度について、情報公開法に基づく情報公開制度に準じたものとする一方で、政治資金規正法では少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められる場合には不開示とすることが規定されていることを踏まえ、当該指針の運用に当たっては、実効性の観点から、開示請求時に開示請求者に確認する開示請求の目的（開示請求の目的が確認できない場合であっても、開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為や開示請求時の開示請求者の発言等により開示請求の目的が明らかに認められる場合にはその目的）が当該指針に該当するかを判断することとした。

<今後の方向性>

- 平成22年11月末までに、総務省及び都道府県選挙管理委員会から平成21年分の収支報告書の要旨が公表され、少額領収書等の写しの開示制度が始まったところであるが、今後、制度の運用状況を踏まえ、開示請求の目的が上記以外のものである場合について、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものかどうかについて、必要に応じて検討を行っていくことが適当である。